

第 3 号議案

平 成 2 5 年 度

亀岡市簡易水道事業特別会計予算

平成25年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算

平成25年度亀岡市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

147,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成25年3月4日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 80,361
	1 使用料	80,286
	2 手数料	75
5 財産収入		265
	1 財産運用収入	265
7 繰入金		54,074
	1 他会計繰入金	35,723
	2 基金繰入金	18,351
8 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
9 諸収入		2,600
	2 雑入	2,600
10 市債		8,600
	1 市債	8,600
歳入合計		147,900

2 歳出

款	項	金額
1 管理費		千円 85,857
	1 施設管理費	85,857
3 公債費		60,043
	1 公債費	60,043
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		147,900

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡 易 水 道 事 業	<p style="text-align: center;">千円 8,600</p> <p>(ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)</p>	<p>(1) 普通貸借 (2) 証券発行 (3) 本債にかわる短期債を起すことができる。</p>	<p style="text-align: center;">5%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>